

第5回 足立区障がい者バドミントン交流大会 申し合わせ事項

1. 上肢障害(主に不随意運動を伴う者)のサービスにおいては、競技規則第9条第1項(6)、(7)は厳しく取らない。

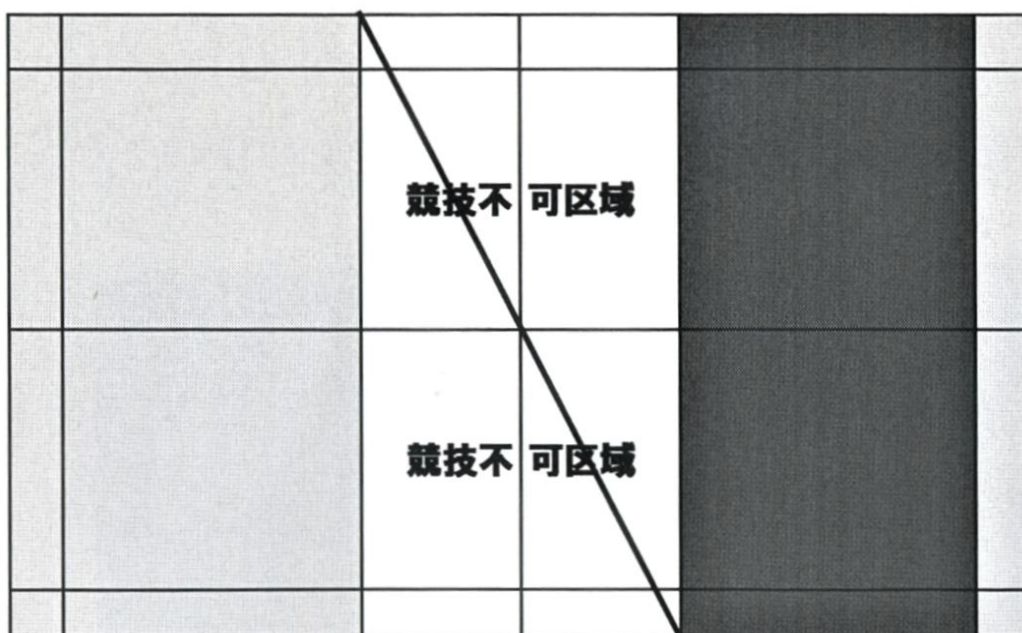
ただし、障害の状況によりルール通りに打てると判断された場合はこの限りではない。



(6)：サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここでいうウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。

(7)：サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。

2. 杖および車椅子全体等はすべて身体の一部とみなす。
3. 1の適用を受ける者は、申込書に記入すること。
4. Dグループ(車椅子使用者)のサービスにおいては、シャトルが打たれる瞬間シャトル全体が腋の下よりも下になければならない。
5. Dグループ(車椅子使用者)のService area(サービス区域)とCourt area for play(競技区域)は下記(図)のとおりとする。

Court and service court for doubles wheelchair



 ⇒ Court area for play(競技区域)
 ⇒ Service area (サービス区域)